

別紙１０ 付保すべき保険

下記の付保すべき保険の内容は、提案内容により契約締結までに変更する。

１ 建設業務期間中の保険

- (1) 建設工事保険、組立保険又は土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

建設工事保険	建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものとする（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）。)
組立保険	建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。）又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び土木工事を含む場合も対象とする。）。)
土木工事保険	土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。)

- ・ 保険契約者 : 事業者
- ・ 被保険者 : 事業者及び市
- ・ 保険の対象 : 事業契約の対象となっているすべての工事
- ・ 保険期間 : 建設業務期間
- ・ 保険金額（補償額） : 工事費相当額（消費税を含む。）
- ・ 補償する損害 : 工事現場で発生した水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

- (2) 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ）

- ・ 保険契約者 : 事業者
- ・ 被保険者 : 事業者及び市
- ・ 保険期間 : 解体撤去業務及び建設業務期間
- ・ 保険金額（補償額） : 対人 1 億円／1 名以上かつ 1 0 億円／1 事故以上
対物 1 億円／1 事故以上
- ・ 免責金額 : 5 万円／1 事故以下

※付記事項：

- 1) 事業者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく市に提示する。
- 2) 事業者は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- 3) 事業者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

２ 維持管理業務期間中の保険

施設・昇降機賠償責任保険及びビルメンテナンス業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

施設・昇降機賠償責任保険	施設・昇降機の所有、使用、管理の欠陥に起因して発生した第三者（入居者のみならず来客、近隣居住者その他一切の第三者を含む。）に対する法律
--------------	---

	上の賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。
ビルメンテナンス業者賠償責任保険	市営住宅等の維持管理・保守点検、メンテナンスの欠陥に起因して発生した第三者賠償損害（主として施設等管理財物自体）に対するビルメンテナンス業者の負うべき法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。

- ・ 保険契約者 : 事業者
- ・ 被保険者 : 事業者及び市
- ・ 保険期間 : 新棟の維持管理期間
- ・ てん補限度額（補償額） : 対人 1 億円／1 名以上かつ 1 0 億円／1 事故 以上、対物 1 億円／1 事故以上
- ・ 免責金額 : 5 万円／1 事故以下

火災保険

- ・ 保険契約者 : 事業者
- ・ 被保険者 : 事業者及び市
- ・ 保険期間 : 新棟の維持管理期間
- ・ 保険金額（補償額） : 新棟等の再調達価格
- ・ 補償する損額 : 火災を含む不測かつ突発的な事故による損害

3 付帯事業用地活用期間中の保険

付帯事業用地活用期間中の保険については、提案に応じて、記載する。